

	労基協だより
	令和 4 年度 4 月 お知らせ版
題字：山本初代会長	

発行人 桑名労働基準協会 桑名市中央町 3-23 号 外 令和 4 年 4 月 1 日発行 編集委員 西 祐一 (桑名精工(株)) 出口茂樹 (㈱ADEKA) 梅原 剛 (四日市監督署) 渡邊文孝 (協会事務局)

新年度を迎えて

四日市労働基準監督署長 松田 滋



新たな年度を迎え、改めて桑名労働基準協会員の皆様には、私ども労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先の北京冬季オリンピックで日本は、過去最多のメダル獲得数となり、この勢いのまま国内の社会経済も上向くことを期待しますが、本年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況や、欧米中露の国際秩序の変化の影響を注視しながら事業運営を行うことになろうかと思われま

す。そのような中、本年度は労働災害の減少目標を掲げた第 13 次労働災害防止計画 (5 か年計画) の最終年度となります。三重労働局あげて労働災害の減少に向け取組をお願いしてきたわけですが、当署管内の昨年の休業 4 日以上

の死傷災害は、残念ながら一昨年から大幅に増加する結果となり、災害防止計画の最終年度における減少目標には程遠い状況となっています。

労働災害が長期的に減少し、また近年は横ばいを維持していたものが増加に転じている状況は、我々行政として大変、危機感をもっており、最終年度の取組を一層強化せねばなりません。

増加した災害を見れば転倒災害や小売業・介護事業などでの腰痛災害が目立っており、またこれらは高年齢労働者の割合が高いことから、いわゆる「行動災害」の防止対策が重要であると考えています。

そのため、当署としては、災害防止計画の最終年度の重点として、特に転倒災害防止対策を強力に進めるため、

「みえきたSTOP! 転倒災害プロジェクト2022」

～転ばぬ先の杖48～

の取組を始めており、転倒災害防止のための事業者の自主的な取組を進めるための方策など、行動災害の増加を労働分野の問題ばかりではなく、人材確保など企業の経営問題であるとして事業者の方々の行動変容を促すための取組を進めていくこととしています。

貴協会員の皆様には、改めてこの状況に御理解をいただき、自主的な取組をはじめ、当署が進めるプロジェクトへの御協力を頂けますようお願いいたします。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念申し上げ、今年度初めの挨拶とさせていただきます。

お知らせ

「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」について

フォークリフトの運転業務に従事する者は就業制限に基づく運転資格（技能講習・特別教育）の取得が必要であることはご承知のことと存じますが、**資格取得後一定期間ごとに安全衛生教育を行う必要がある**ことをお忘れてではないでしょうか。法令で以下のとおり努力義務が課されております。

桑名労働基準協会では三重労働局・四日市労働基準監督署のご指導のもと、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部と共催による標記講習会を開催します。

毎年フォークリフトによる災害が多数発生し、県内では死亡災害も発生しております状況からも、この機会にぜひ対象となる方の受講をお願いいたします。

記

開催日時：令和 4 年 5 月 24 日（火） 9：00～16：00

開催場所：ヤマモリ体育館（旧、桑名市体育館）会議室 〒511-0068 桑名市中央町 3-38

受講費用：7,500 円（税込）

申込方法：別紙「申込書」により桑名労働基準協会まで Fax でお申し込みください

労働安全衛生法

（安全衛生教育）

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

平成元年 5 月 22 日 安全衛生教育指針公示第 1 号

平成 27 年 8 月 31 日 改正

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

（1）就業制限に係る業務に従事する者

（2）特別教育を必要とする業務に従事する者

2 種類

1 に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について

平成元年 5 月 22 日 基発第 247 号

平成 8 年 12 月 4 日 基発第 702 号 改正

2 教育の対象者、種類

（2）種類

イ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育は、… 事業者は必要に応じ、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全衛生教育を実施することが望ましいこと。

[1] …「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面 5 年とし、指針に示したカリキュラム（以下「学科教育」という。）により実施すること。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について

平成 2 年 3 月 1 日

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第 1 号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247 号通達」という。）により推進しているところである…（以下省略）